

令和6年度子ども環境学習交流事業（ラムサールびわっこ大使事業） 業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度子ども環境学習交流事業（ラムサールびわっこ大使事業）業務委託

2 業務目的

県では、ラムサール条約に登録された国際的に重要な湿地である琵琶湖の自然や文化を将来にわたって引き継ぐ担い手育成に向けて、県内の小学校5・6年生の中から「ラムサールびわっこ大使」（以下「びわっこ大使」という。）を例年10名程度募集し任命している。

びわっこ大使が琵琶湖およびその他のラムサール条約登録湿地の自然環境や持続可能な利用に係る文化を学ぶとともに、その成果を発表することを通じて、滋賀県の環境や社会のため主体的に行動していけるように育成することを目的として体験・交流事業を実施する。

3 実施期間

契約締結の日 から 令和7年3月21日（金）まで

4 実施区域

滋賀県内全域および国内

5 業務内容

(1) 学習会およびびわっこ大使世代間交流会の実施・運営

びわっこ大使がラムサール条約登録湿地である琵琶湖の自然や文化について学ぶ学習会を県内で実施することとし、企画・準備・運営を行う。

また、学習会の一環として、令和6年度びわっこ大使とOB・OGのびわっこ大使が世代を超えて交流することで、それぞれが今後の取組や活動に向けた契機とすることを目的に、世代間交流会の企画・準備・運営を行う。

<提案内容>

- ① 学習会（3回）の実施時期、テーマ、学習内容および行程に関する提案
- ② 世代間交流会の実施時期、テーマ、交流内容および行程に関する提案

<留意事項>

- a. 学習会、世代間交流会を県内での一連の学習機会と捉え、8月～2月までの間で、実施順序を含めて提案すること。実施日は、土日のいずれかとする。
- b. 学習会が特定のテーマや学習内容に偏らないようにすること。また、11月9日（土）に開催される令和6年度近畿「子どもの水辺」交流会 in 滋賀 2024 や、例年2月に湖北野鳥センター（長浜市）で行われている「世界湿地の日」の企画等、県内の取組との連携も含め提案すること。
- c. 行程は、原則として10時～16時、集合場所からの出発・到着を含め9時～17時とする。

- d. 移動手段として県庁バスの使用を予定する場合は、その旨記載すること。ただし、提案をもって使用を確定できないため、その場合の代替手段または実施内容の変更案を明記すること。
- e. 令和5年度までのびわっこ大使は93名で、OB・OGとして、例年15～20名程度が参加しているため、会場規模等の参考にすること。なお、参加者が想定を超える場合は、先着順等の方法をとることとして差し支えない。

(2) 県外派遣の実施・運営

ラムサール条約湿地は国内に53か所あり、湿地分類は海洋沿岸域、内陸、人工、と多岐にわたる。こうしたことから、琵琶湖以外の湿地を訪れて見聞を深めるとともに、琵琶湖との違いを知り、新たな気づきを得ることを目的に、県外派遣を行うこととし、企画・準備・運営を行う。

<提案内容>

- ① 県外派遣のテーマ、行き先および行程に関する提案
- ② 現地での学習および交流内容に関する提案

<留意事項>

- a. 派遣地域は、中国地方（宍道湖、中海）または北近畿（円山川下流域・周辺水田）のいずれかを選んで提案すること。
- b. 現地の同世代の活動団体と、生き物などを通じた交流機会を設けること。
- c. 行程は2泊3日以内とし、実施時期は12月頃を基本とするが、学習会等を全て終了した後でなくても構わない。
- d. びわっこ大使の旅費は、半額分を本人負担とすること。また、本事業に指導的立場から携わる企画運営員会委員の引率（最大3名）の旅費を計上すること。
- e. 宿泊先と活動場所との移動時間は、できるだけ少なくなるようにすること。

(3) 報告会の開催

各自が学んだことや気づいたことを、今後伝えていく役割を担っていけるよう、一年間の活動を振り返り、学びや気づいたことを自分なりにまとめて発表する機会を設定することとし、企画・準備・運営を行う。

<提案内容>

- ① 学習会や世代間交流会、県外派遣の総括としての報告会の内容に関する提案

<留意事項>

- a. 世代間交流会と兼ねて実施する提案も可とする。
- b. 関係者以外が聴衆として発表会に参加することも可とする。
- c. 11月9日（土）に開催される近畿「子どもの水辺」交流会 in 滋賀2024や例年2月に湖北野鳥センター（長浜市）で行われている「世界湿地の日」の企画等の外部の交流会を活用して発表の機会を設けることも可とする。
- d. 他の機会と連携する場合、提案時に全て確定していることは要しない。

6 委託業務成果物の提出について

事業完了後、速やかに事業実績報告書を提出すること。

7 その他留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (2) 本業務の受託者は、業務の円滑な進捗を図るために十分な経験を有する管理技術者を配するものとし、管理技術者は業務の全般にわたり技術的管理を行うものとする。
- (3) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (4) 本業務を実施するにあたっては、必要な関係法令を遵守するものとする。
- (5) 本業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。ただし、県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (6) 受託者は、委託者より業務途中の報告を求められた場合は、速やかに県担当職員に報告を行うものとする。
- (7) 受託者は、本事業の公募型プロポーザル審査会において提案した内容をふまえて本業務を実施するものとする。
- (8) 本業務を遂行する上で、県担当職員と密接に連絡を取り、実施内容の詳細およびその他定めのない事項については、県担当職員と協議の上進めること。
- (9) 過去の事業については、以下のホームページに記載しているため参考とすること。
(<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/hozen/14004.html>)